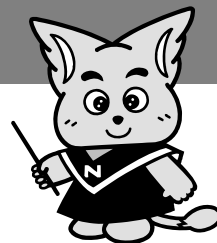


# 国民年金だより



◆会社を退職された方へ

## 国民年金の手続きはお済みですか？

### 国民年金の届出が必要です！

●20歳以上60歳未満の方は、国民年金への加入が法律で義務付けられています。会社を退職されたときは、厚生年金(または共済年金)から国民年金への変更の届出が必要です。

会社を退職された方に扶養されている配偶者の方も、国民年金への変更の届出が必要です。

#### ○手続きについて

お住まいの市(区)役所・町村役場の国民年金担当窓口で手続きしてください。

#### ○手続きに必要なもの

年金手帳

#### ○保険料額

国民年金の保険料(定額)は、月額15,250円(平成26年度)です。

※退職と同時に会社員(または公務員)の配偶者に扶養される場合は、配偶者の勤務している会社(または共済組合)への届出が必要です。

### 保険料の免除制度があります！

●保険料を納めることが困難な場合、全額または一部(4分の1免除、半額免除、4分の3免除)の保険料が免除になる制度があります。

#### メリット1 退職(失業)の場合は、退職された方の所得を除外して審査！

通常の免除申請は、申請者本人、配偶者および世帯主の所得が審査の対象になりますが、退職(失業)時の免除申請は、退職された方の所得が審査の対象から除かれます。

#### メリット2 保険料を一部納付したのと同じ！

全額免除になった期間の年金額の計算は、保険料を納めた場合と比較して2分の1になります。

#### メリット3 万が一の際にも確かな保障！

病気や事故で障害が残ったときの障害年金や、一家の働き手が亡くなったときの遺族年金などの保障もあります。

#### ○手続きについて

「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」を、お住まいの市(区)役所・町村役場の国民年金担当窓口へ提出してください(郵送も可能です)。

申請が遅れても最大2年1カ月前までの免除申請をすることができますが、申請が遅れると**万が一の際に障害年金などを受け取れない場合**や退職(失業)時の免除審査の特例(退職された方の所得を除外して審査)が受けられない場合がありますので、**すみやかに申請してください**。

#### ○手続きに必要なもの

- ①国民年金保険料免除・納付猶予申請書(申請書は手続き先の窓口、ホームページにあります)
- ②年金手帳
- ③雇用保険受給資格者証の写しなど、失業していることを確認できる公的機関の証明の写し